

会 議 の 要 旨 (議 事 録)

会 議 の 名 称	第92回 鳥栖市都市計画審議会		
開 催 日 時	令和元年11月21日(木)	開 催 場 所	市役所3階大会議室
出 席 者 数	14名	傍 聴 人 数	3名
議 題	鳥栖市都市計画マスタープランの策定について(継続審議)		
配 布 資 料	1 議案 2 議案説明資料		
所 管 課	(課名) 都市計画課	(電話番号)	85-3601

第92回鳥栖市都市計画審議会会議録

- 1 開催年月日 令和元年11月21日(木)
- 2 開催時間 午後1時から午後2時8分まで
- 3 開催場所 鳥栖市役所 3階大会議室
- 4 出席委員 向 門 慶 人 委員 堤 泰 子 委員
権 藤 結 城 委員 能 富 素 江 委員
小 石 弘 和 委員 成 富 牧 男 委員
藤 田 昌 隆 委員 久保山 博 幸 委員
飛 松 妙 子 委員 小 串 俊 幸 委員 (※佐伯氏代理出席)
杉 野 朗 委員 中 村 義 光 委員
鈴 木 登美子 委員
- 5 その他出席 鳥栖市 橋本市長
事務局 鳥栖市建設部 松雪部長
都市計画課 藤川課長 古澤係長 安永主査 井上主事
- 6 傍聴者 3人
- 7 審議会次第 (1) 委員の紹介
(2) 市長挨拶
(3) 議題の審議
1 都市計画審議会会長の選任
2 諮問案件の審議
諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について
(継続審議)
(4) 建設部長のあいさつ
- 8 審議の結果 ・諮問第102号について、パブリック・コメントにかけることとし、引き続き継続審議とした。
- 9 審議の概要 別紙のとおり

(別紙)

審議の概要

発言者	発言内容
開会【13:00】	
事務局	ご案内の時間になりましたので、ただ今より第92回鳥栖市都市計画審議会を開催いたします。 ○傍聴者の報告 ○都市計画審議会委員の紹介 鳥栖市長よりごあいさつを申し上げます。
市長	○あいさつ
事務局	市長におきましては、別の公務のため、ここで退席させていただきます。
市長退席	
事務局	次に会長挨拶に移ります。向門会長よろしくお願ひいたします。
会長	○あいさつ
事務局	ありがとうございました。 次に議長の選出について、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により『会長が会議の議長となる』とされておりますので、向門会長に議長をお願いしたいと思います。向門会長、議長席へ移動をお願いいたします。
会長、議長席に移動	
事務局	それでは、議事に入ります前に、本日の全14名の委員にご出席をいただいておりますので、鳥栖市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。 これより先は議事進行を向門会長にお願いいたします。
議長	議事に入ります前に、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。 はじめに、鳥栖市都市計画審議会条例第7条の規定による会議録への署名人は、堤委員と藤田委員をお願いいたします。 次に、本日の鳥栖市都市計画マスタープランの策定について、運営支援を行うパシフィックコンサルタント株式会社が同席していますので予めご了承をお願いいたします。 それでは、諮問第102号、継続審議案件「鳥栖市都市計画マスタープランの策定」について事務局へ説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。 本計画の策定につきましては、平成29年度から着手しており、昨年度までに全体構想、地区別構想の策定を進めたところでございます。今後のスケジュールにつきましては、本日の審議を経て、パブリック・コメントを12月3日から来年の1月6日まで実施する予定でございます。その後、来年2月に予定しております次の都市計画審議会でご審議いただき策定を完了する予定としております。

事務局	<p>それでは、マスタープランのパブリック・コメント案をご説明いたします。</p> <p>今回お示ししますのが、パブリック・コメントにかける前提で冊子形式にまとめたものでございます。</p> <p>まず、3ページ、計画の概要をご覧ください。</p> <p>ページ下段に記載しております、計画期間・目標年次でございます。都市づくりは長い期間を要する取り組みでございますので、計画期間は概ね20年間とし、目標年次は2040年度、令和22年度としております。こちらは鳥栖市の最上位計画、鳥栖市総合計画の計画年度に合わせております。</p> <p>続いて4ページ、マスタープラン全体の構成でございます。1章から4章までございますが、2章から3章は、これまでの審議会でお示ししており、今回は第4章の「都市づくりの推進」についてお示しいたします。</p> <p>続きまして5ページをご覧ください。5ページ以降につきましては鳥栖市の特性をはじめ、現況課題を整理しております。</p> <p>続きまして8ページ、人口に関する問題点及び課題でございます。</p> <p>ページ中程に「将来人口推計の高齢化率の推移」というグラフを掲載しております。本市は、これまで一貫して人口増加を続けてきたところでございますが、2030年がピークと推計されております。15歳から64歳の生産年齢人口につきましては、2045年の推計ですと、今より1割減少する一方、65歳以上の老年人口は今よりも1.5倍程度増える、約7,000人前後増えるという予測になっております。従いまして、今後、税収が減り、社会保障費は増加していく状況の中で、都市としての機能、道路や橋、まちなかというものを、どう維持していくか課題になるというところでございます。また、ページ下方に2015年と2045年の人口分布をメッシュ図として掲載しております。赤い部分が人口が多い部分、青い部分は人口が少ない部分です。2045年の図では、鳥栖市の中心街やその周辺も、ご覧のとおり人口が大きく減少するという予測が出ております。</p> <p>続きまして9ページ、「良好な住環境の形成」でございます。</p> <p>ページ中程の現在の空き家の分布図をご覧ください。これは将来的な推測ではなく、現在の空き家の分布ということで、ご覧いただきますとおり、市街地を中心に空き家が既に存在している状況です。</p> <p>また、下段に市民アンケートの結果を掲載しておりますが、今回のパブリック・コメント案には、随所に市民アンケートの結果を掲載しております。</p> <p>以降のページには市街地の整備、交通体系、自然環境、都市施設、防災・防犯について、現況課題の整理をしております。</p> <p>続いて21ページ、第2章の全体構想をご覧ください。</p> <p>都市づくりの方針として、20年後のまちの姿を将来都市像として、「都市と自然が調和しひとが輝く快適なまち」と定めております。</p> <p>22ページ以降は基本方針として、今後、都市づくりを進めるための4つの基本方針を設定しております。</p> <p>方針1の「便利で快適なまち」については、計画的な土地利用を推進し、コンパ</p>
-----	---

事務局	<p>クトで良好な都市環境を形成していくとしております。その下に、主な取り組みとして想定した施策を記載しているところがございます。</p> <p>続きまして、方針2の「活力と賑わいのあるまち」でございます。</p> <p>1点目に、鳥栖駅、新鳥栖駅を中心とした賑わい拠点を形成していくこと、2点目に新たな産業団地の整備等企業誘致を進めまして働く場を確保していくとしております。</p> <p>次の23ページ、方針3の「自然と共生するまち」でございます。</p> <p>こちらは農地や山林など、自然環境を適切に保全し自然と調和した生活や生産機能を維持するとしております。主な取り組みの1点目に書いております開発許可制度の運用による観光振興、集落の維持活性化について、現在、市街化調整区域は開発を抑制しておりますが、調整区域内においても一定の観光資源があるような場所、もしくは集落の維持活性化が必要な区域については、開発許可制度の運用の弾力化を図りまして、集落の維持活性化に結びつくような施策を実施することとして現在、佐賀県と協議を進めている状況でございます。</p> <p>最後に方針4の「人にやさしいまち」でございます。</p> <p>こちらは、市民の生活と財産を守るために災害に強い都市基盤を整備するとしております。主な取り組みとして、避難地の確保と機能充実や、水害の恐れのある箇所において河川や水路の整備を進めるとしております。</p> <p>続きまして24ページ、本計画の将来的な目標人口でございます。</p> <p>現在、本市においては「鳥栖市人口ビジョン」という計画がございまして、2060年度に7万5,000人を現実的な目標人口としているところです。本マスタープランにおいても、この7万5,000人を目標人口とし、人口増が続く今後10年間の間で、持続可能な都市構造へ転換が必要であるとまとめております。</p> <p>続きまして25ページ及び26ページでございます。</p> <p>先ほど今まで申し上げましたまちづくりの方向性に従い、それを地図中に表したものでございます。拠点、軸、ゾーン等の説明を25ページに、それぞれの拠点とそれらを結ぶ軸を示しております。</p> <p>続きまして27ページ、分野別の方針でございます。</p> <p>4つの基本的な方針を、都市計画の6つの分野に分けた表を掲載しております。</p> <p>28ページ、1分野目の「土地利用の方針」でございます。</p> <p>(1)土地利用規制、誘導に関する方針として、コンパクトで効率的な市街地の形成を進めていく、そのために、引き続き区域区分、線引き制度を維持することとしております。ページ中程には市街化区域において、下段には市街化調整区域に関し記載しており、市街化調整区域においては、原則として市街化を抑制する方針は変わりませんが、鉄道駅やインターチェンジ周辺等の拠点性が高い一定の区域については、都市的な土地利用の転換を図るために、地区計画制度の運用を図っていくこととしております。また、既存集落の維持活性化を目的とした開発許可制度の弾力的な運用方法を検討していくと記載しております。</p> <p>29ページ及び30ページについては、土地利用に関する方針を記載しており</p>
-----	--

事務局	<p>ます。</p> <p>土地利用のゾーンを5つに分けており、商業・業務地については鳥栖駅周辺を賑わい中心拠点と定め、都市機能集積を図ることで市街地の形成に努める。また、2つ目に新鳥栖駅周辺を広域交流拠点と位置づけ、拠点性を生かした市街地の形成に努めるとしております。3つ目の工業・流通業務地については、市内の産業団地を工業・流通業務拠点と位置づけ、産業集積を生かした工業・流通業務機能の充実を努めることとしております。最後の田園ゾーンの農地・集落については、優良農地は生産の場として機能を維持する。また、環境空間としての観点から農地も含めた保全に努めると記載しております。また50戸連たん制度等の開発許可制度を運用し、集落の維持活性化を図ることとしております。50戸連たん制度につきましては、平成30年度から江島町で運用を開始し、現在、宅地開発の申請がまっている状況でございます。土地利用につきましては以上です。</p> <p>続きまして32ページ、市街地整備でございます。</p> <p>面的な土地利用について、市街地整備として絞って記載したところでございます。</p> <p>続きまして34ページ、交通体系の方針でございます。</p> <p>こちらは九州縦貫自動車道や横断自動車道、もしくは国道3号線及び34号線等の様々な交通手段を有機的に連携し、総合的かつ効率的な交通体系の確立を目指すと記載しております。具体的には、主要拠点を結ぶ道路ネットワークの連携強化を図るとしております。</p> <p>続きまして35ページ、幹線道路に関する方針でございます。</p> <p>高速道路や主要幹線道路等の道路種別に応じて記載しております。</p> <p>37ページ及び38ページについては、交通体系の道路のネットワーク等を図示したものでございます。</p> <p>続きまして39ページ自然環境の方針でございます。</p> <p>ページ中程に記載しております環境保全について、豊かな山林、田園環境の保全を図っていくとしております。2点目には平野部にまとまりのある広大な田園環境がございますので、それらを保全していくこととし、拠点性や都市基盤の整備状況を踏まえ、拠点性が高い場所については必要に応じて都市的な土地利用への転換を図っていくと記載しております。</p> <p>続きまして41ページ、5点目の都市施設でございます。</p> <p>都市施設については生活道路や都市公園、河川、水路、上下水道の更新、市役所の新庁舎も含めましてその他の都市施設として記載しております。</p> <p>続きまして6分野目、44ページの防災防犯の方針でございます。</p> <p>近年、局地的な豪雨災害等の自然災害が多発していることから、今後は市民の防災意識の向上を図るとともに、迅速な救助活動もしくは復旧活動ができるような災害に強い都市づくりを目指すとしてしております。</p> <p>次の45ページには、水害の恐れのある水路の整備や、浸水が想定される区域の河川の浚渫等の具体的な内容を記載しております。</p>
-----	---

事務局	<p>以上が全体構想でございます。</p> <p>47ページ以降につきましては、地区別構想として前回お示しした部分でございます。地区ごとの特性や課題、まちづくりの方針を記載しております。</p> <p>今回、新たにお示している点がございまして、48ページの鳥栖地区を例にご説明いたしますと、ページ中段にグラフを示しております。こちらは地区ごとの人口推移のグラフでございます。</p> <p>地区別構想につきましては、全体構想を地区レベルで記載したものであり、詳細な説明は割愛をさせていただきます。以上が前回の都市計画審議会でお示した部分でございます。</p> <p>今回、新たにお示しする部分が、105ページ以降の第4章でございます。</p> <p>第4章については、今後、都市づくりをどのように進めていくか、より具体的な方策を記載しております。</p> <p>まず冒頭に記載しておりますのが、「協働による都市づくり」でございます。</p> <p>都市づくりを進めるにあたり、市民、事業者、行政が一体となって協働していくとして記載をしております。</p> <p>106ページには具体的な都市計画制度等について記載をしております。</p> <p>最初に記載しておりますのが地区計画制度でございます。</p> <p>地区計画とは、一定の広さの街区を単位とし、その単位で建物の用途や土地利用の制限等を定めるものでございます。ページの中程に書いておりますように、今後、本市では市街化調整区域の鉄道駅やインターチェンジ周辺、学校周辺等の拠点性が高い区域において、地区計画制度の運用を図っていく考えでございます。今後、具体的な運用基準を定めまして、市民の皆様や事業者からの申し出も受けていく、つまり、民間事業者による開発も想定した、協働による都市づくりを実現するための方策と考えております。</p> <p>2点目、ページの下段に書いておりますのが建築協定でございます。建築協定は、地区計画が街区単位のものとするならば、もう少々コンパクトな範囲で定めるものでございます。土地所有者等の全員の合意により、建物の色を制限する、緑地や垣、冊の備えを義務付けるなど、住民の提案によってルールをつくっていくものでございます。</p> <p>次に107ページ、3点目の立地適正化計画でございます。</p> <p>立地適正化計画は、現在、人口が減少し少子高齢化が進んでいく中で、まちづくりの新たな方策として国が進めているものでございます。主に市街化区域における人口減少に対応する都市機能の維持が念頭にございまして、一定の人口密度を維持するために、人が集まるような施設を造るとか、福祉や医療等の新たな観点で都市機能の集積を図っていくことで都市の魅力を向上させていく計画でございます。本市におきましても、コンパクトで効率的な市街地の形成を実現していくとして、今後、立地適正化計画の策定に向けた検討を進めていくとしております。</p> <p>108ページ、「都市づくりの取り組み体制」でございます。</p> <p>まず1点目が庁内の連携。様々な分野がかみ合った都市計画となりますので、庁</p>
-----	--

事務局	<p>内横断的に個別計画の調整を図りながら進めていくとしております。</p> <p>2点目が財源の確保。これは国や県の補助制度等の財源確保に努めるということでございます。そして民間事業者の活力の導入、先ほど申しました地区計画制度において、民間事業者からの申し出等を想定した上で、効率的な事業の推進に努めるとしております。</p> <p>3点目に国や県、周辺自治体との連携について記載しております。</p> <p>次に109ページ、「都市づくりプログラム」でございます。このマスタープランを進めるに当たり、計画期間の概ね20年間で実施する事業や施策を、短期と中長期としてグラフとして示したものでございます。6分野に分けており、1点目の土地利用については、これまで申し上げましたように地区計画制度を運用していくためのルールづくりを進めていく、また、立地適正化計画の策定を検討していくということで記載しております。</p> <p>2点目の市街地整備については、新鳥栖駅周辺の開発を誘導していくことを念頭に記載しております。</p> <p>3点目の交通体系については、現在、事業中の都市計画道路や市道など計画的に整備を進めていくとしております。</p> <p>4点目が自然環境ということで、自然レクリエーション拠点の機能充実、史跡文化財の整備活用について、そして5点目、都市施設については、生活道路の安全確保や橋の長寿命化対策、次期ごみ処理施設の整備や都市公園の長寿命化対策、上下水道の更新・耐震化等を記載しております。</p> <p>最後の6点目が防災・防犯につきまして、防災拠点としての市庁舎の整備を記載しております。また、西田川排水区の雨水整備事業を行っておりますので、そちらを佐賀県と連携のうえで進めていくと記載しております。</p> <p>最後に110ページでございます。</p> <p>適正な計画進行を図るということで、計画期間概ね20年間の長い計画でございますので、図にお示ししたとおり、PDCAサイクルで回していくとしております。ページの1番下書いております計画の見直しにつきましては、計画期間の中間年度として概ね10年を目途にマスタープランの見直しを行っていく想定をしております。</p> <p>以上、長くなりましたがパブリック・コメント案としてご説明をさせていただきました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま諮問第102号について説明を受けました。</p> <p>この諮問第102号「鳥栖市都市計画マスタープランの策定について」、質疑、ご意見等ございます委員におかれましては、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>かつて、「鳥栖市は幸いにも災害が少ないまち」とよく言っておりましたが、近年、そういうことは口が裂けても言えない状況になってきていると思います。</p> <p>そのような中で、計画案の30ページに森林ゾーン、田園ゾーンという記載がありますが、例えば、森林ゾーンには2点目に、「山林が持つ多様な公益的機能を維</p>

委員	<p>持・向上するため森林の保全に努めます」だとか、いわゆる保水機能も含めた記載がある一方、田園ゾーンには、「優良農地は、生産の場として維持するとともに、環境空間としての観点から保全」との記載となっております。勿論、これも大事なことなのですが、田園ゾーンも水田が持つ公益的機能、例えば洪水を防止する機能等を前面に打ち出して、どこかにそうしたニュアンスの書き込みが必要なのではないかと思います。なぜならば、田園ゾーンの最後の方に、「企業の受け皿を確保し、新産業等の集積を図ります」とさらりと書いてあり、同じような文言として、例えば28ページの土地利用の方針、最後の段落のように「調整区域については原則として市街化を抑制しますが、必要に応じて都市的土地利用への転換を図るため云々」といくつか出てきますけれども、近年の雨量が今までと全然違うという側面がございます。また、鳥栖市の過去を振り返ってみると、弥生が丘が開発され、その後にロジスティックパークが開発され、そして新産業集積エリア、更にこのマスタープランで上がっている姫方のインターチェンジ周辺の開発と、「企業からの引き合いはあっている、それなのに受け皿がない」という言い方で今まできていると思います。だから、そこを単純な言い方で済ませていいのかというのが私の問題提起です。そこを表現的にも書き加えた方がいいのではないかと思います。</p> <p>単純に、「引き合いが合っているがその受け皿がない。だから水田を潰す。」ということでもいいのかと。それをこの1年の豪雨から、改めて自分自身の認識の甘さを感じまして、立ち戻るようですけれども、こういうところを感じております。</p> <p>これについては、是非、専門的な委員さんもいらっしゃいますので、私もお意見をいただきたいと思っています。</p>
事務局	<p>いただきましたご意見についてはごもっともだと思っております。</p> <p>我々も田園については委員にご指摘いただいたように、保水機能等の多面的な機能があることは重々承知しております。そうしたことから、農地の保全についても念頭においてマスタープランに記載をしているところでございます。</p> <p>また、ご指摘はありませんでしたが、30ページの田園ゾーン、農地集落の2点目に50戸連たん制度の記載がございます。これも開発許可制度であることから、開発に重きを置いているように思われるかもしれませんが、現実として、農地を維持していただいている農家の方々の後継者不足がございますことから、後継者の維持も念頭に50戸連たん制度を活用しております。我々としても農地、田園をしっかりと保全し保水機能を維持することで、去年、今年という大雨、水害への対応を考えていかなければならないと考えております。</p> <p>企業の受け皿につきまして、今、委員がご心配されているのは、大規模な開発が行われて、田園等の保水機能が失われるのではないかとのことだと思っております。</p> <p>地区計画制度につきましては、一定の規模を開発できるようにしていきたいと考えております。これはつまり、調整池が必要となる規模以上の開発を可能にするということございまして、調整池が不要となる小規模な開発には適用しないような運用を考えております。</p> <p>さらに、マスタープラン全体で申し上げますと、先ほど第4章でご説明しており</p>

事務局	<p>まず109ページ、最後の防災・防犯の分野では、雨水対策事業の推進としまして、今、具体的に何をやれるのかというところまで書くことはできませんでしたが、やはり雨水対策事業は必要だということに関係部課と協議し、今後の施策として記載をさせていただいております。</p> <p>現時点では、西田川排水区の雨水整備として佐賀県に鋭意進めていただいている事業に、市としてその補完をするような水路整備を行うとして、短期から中期にかけた取り組みに記載をしております。</p> <p>このような考えで、今回、マスタープランのパブリック・コメント案を策定し、諮問をさせていただいております。よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>今、私が申し上げたことについて、具体的にこういう話があったというのを付け加えておきますと、農業関係者の方から「今回はまだ新産業集積エリアができていなかったからよかった。あそこで水も溜まって、もしあれが完成していたら下野はもう駄目だった」という話も聞いておりますので、この辺は十分考えながら進めていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。以上です。</p>
委員	<p>109ページの都市づくりプログラムに、「鳥栖周辺の利便性向上と課題解決」という表現があります。</p> <p>市民の声の中には「鳥栖駅はどうなるのか」、「いつになるのか」という意見があるのですが、やはり駅舎自体も現状ではなかなか前に進めるのが難しい環境にあるかと思っております。ただ、課題としてはずっと持ち続け、共有していかなければならないと思うのですが、この辺の表現についてはどのようなものでしょうか。</p> <p>現在の表現を見ると、駅周辺の活性化については課題解決に向けて取り組むということですが、駅舎自体をどうするかという点が伝わってこないのですが。</p>
事務局	<p>駅舎も含め、鳥栖駅周辺の利便性向上でございます。</p> <p>議会でも答弁をしておりますとおり、駅舎と駅前広場、道路交差点一体的にまちづくりに寄与するような事業を目指したいと常々言っており、そのことの表現でございます。</p>
委員	<p>一般の方が見られたときに、駅は結局どうなったのかと受け取られかねないと思ったものですから、意見として申し上げます。</p>
委員	<p>これはお尋ねになりますが、107ページの立地適正化計画について、2行目に「居住誘導区域や都市機能誘導区域を設定し」とありますが、その2つが設定されると、その外側の区域、つまりどちらにも属さない区域ができるものと思っております。その区域がどうなのなのか、制度の簡単な説明をお願いします。</p>
事務局	<p>立地適正化計画の制度の概要につきましてご説明いたします。</p> <p>そもそもの背景として、現在、日本は全体的に人口が減少しており、また、高齢化も進んでいることから、高齢者の移動手手段の確保が非常に課題となっております。</p> <p>この立地適正化計画で出されている都市機能誘導区域というものは、福祉、医療、商業等の人がよく集まる、日常的によくお使いになる施設、鳥栖市の生活のインフラを、例えば主要駅の周辺に集積させるということです。そのような機能を集</p>

事務局	<p>積させつつ、居住誘導区域ということで、一定の人口密度を高めるとというのが立地適正化計画のもう一つの目的、目標でもございます。今の市街化区域の中でも、居住はもうちょっと中心に寄って下さいという、寄せて集めてのような形の区域になります。</p> <p>そうした都市機能誘導区域から外れている居住誘導区域については、地域公共交通の充実等で都市機能誘導区域と緻密につなげると。点と線をダブルで取り組むのが理想であるとして国からもご指導いただいております。</p> <p>では、居住誘導区域から外れた区域はどうなるのか。これが我々もよくわからないということで、本日、広島廿日市市にこの勉強をするため視察に行かせていただこうと思っております。</p>
委員	<p>誘導区域のように”誘導”という表現を国が使うときは必ず、こういうふうにすれば補助金を上乗せするよというようなインセンティブが働く仕組みがあると思います。そうした点もよく勉強して、教えてください。以上、終わります。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>他に意見、質疑がないようですのでここで諮問第102号の審議は終わりたいと思います。</p> <p>諮問第102号鳥栖市都市計画マスタープランの策定については、パブリック・コメントにかけることとして、引き続き、継続審議としてまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了いたします。慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。</p> <p>続いて次第の5、その他について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それではその他の項目につきまして3点、ご報告とご説明をいたします。</p> <p>まず1点目、資料は準備をしておりますが、前回の都市計画審議会でご審議をいただきました味坂スマートインターチェンジのアクセス道路として県決定分及び市決定分がございました。そちらにきましては、前回の都市計画審議会を経まして、県決定分については8月26日の県都市計画審議会の議を経まして、去る9月30日に県決定及び市決定の2路線ともに都市計画の決定をしておりますので、ご報告させていただきます。</p> <p>2点目の次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定について、現在、この案件につきましては、都市計画決定を進めておりますので、概要や都市計画の関連、スケジュール等について簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、ごみ処理施設の概要につきまして、皆様ご承知のとおり、現在、本市のごみ処理におきましては、みやき町にごまますごみ処理施設、溶融資源化センターにおいて、鳥栖市、上峰町、みやき町の1市2町においてごみ処理を行っております。現施設の設置期限が、地元との協定や施設の耐久年数が20年間と設計されている関係上、令和5年度までとなっております。そういったことから、現在、従来の1市2町に加えまして、神崎市、吉野ヶ里町合わせた2市3町で組織をされております佐賀県東部環境施設組合において、本市真木町への施設整備に向けて取り</p>

事務局	<p>組んでいるところでございます。</p> <p>次に、都市計画の変更・決定について、この案件がどう都市計画に関連するのかを簡単にご説明いたします。3点書かせていただいております内の1点目、建築基準法の規定により、都市計画区域において、卸売市場、火葬場またはと畜場、汚物処理場、今回の案件のごみ焼却場、こういった類いの用途に供する建築物につきましては、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ新築または増築してはならないとされています。このことから、当該地にごみ処理施設建設をするにあたっては、都市計画の決定が必要となっております。2点目、真木町の当該地におきましては、都市計画の下水道、浄化センター用地になっておりますことから、現在、下水道の区域の変更とあわせて、ごみ焼却場の決定という2本の都市計画の手続をあわせて実施をしているところでございます。</p> <p>3点目、今回のごみ焼却場の都市計画決定においては、周囲に与える影響もございましたことから、県の環境影響評価条例の規定に基づき、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントと言われております手続きと併せて行う必要があるとされております。このことから、環境影響評価の進捗と連動して、都市計画決定手続を実施している状況でございます。</p> <p>その次にスケジュールとして、上段に都市計画決定手続、下段に環境影響評価手続を記載しております。まず先に下段の環境影響評価手続ですが、平成28年度から来年度にかけて5ヶ年で手続しております。初年度の平成28年度はどういったことに配慮して環境アセスをやるかという配慮書の作成。平成29年度はどういう方法で環境アセスをやるかという方法書。昨年度はそれらを含めた現地調査を1年かけて実施しております。その結果を踏まえ、今年度、環境影響の予測・評価を準備書として作成しているところでございます。その準備書への様々な意見等を踏まえ、最終的に評価書として作成をすることになっておりまして、こちらの進捗に合わせて上段の都市計画決定の手続を行っている状況でございます。</p> <p>都市計画決定手続につきましては、本年度の9月2日に都市計画原案の説明会を実施いたしまして、15名の方にご参加をいただいております。また、今年度の9月3日から17日にかけて原案の縦覧を行いまして、この期間中に公述申出ができることから、7名の方が公述申出をされ、9月24日に都市計画の公聴会を開催し反対意見を述べられているところでございます。</p> <p>直近の11月5日から19日にかけて都市計画案の縦覧をいたしまして、この縦覧の期間中、意見書の提出ができるようになっておりましたが、今回、意見書の提出はございませんでした。また、県の条例に基づきまして、この都市計画案の縦覧とともに、環境影響評価準備書の縦覧を同時に行うこととなっておりますので、現在この縦覧を行っている最中でございます。こちらにつきましては12月5日まで縦覧を行い、12月20日まで意見書の提出ができることになっております。</p> <p>こうした段階を経まして、来年の7月中旬頃に都市計画審議会に付議をさせていただくスケジュールで想定しております。また、県の条例上、環境影響評価書の付議が義務づけられておりまして、都市計画の観点から周囲に与える影響がどう</p>
-----	--

事務局	<p>なのかがこの評価書に記載されますので、そちらも踏まえてご審議をいただくこととなります。その議を経まして、8月に都市計画の決定の告示を予定しております。</p> <p>以上、簡単でございますが、次期ごみ処理施設整備に関する都市計画決定の概要、またスケジュールについての報告とさせていただきます。</p> <p>3点目として、これから、都市計画審議会の視察研修で広島県の廿日市市に行かせていただく点について説明いたします。(視察行程を説明)</p> <p>以上、その他報告事項を終わります。</p>
議長	<p>ただいま説明をいただきました内容に、質疑、ご意見等のある方は挙手にてお願いします。</p> <p>ないようですので、その他については終わらせていただきます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事を終了いたします。円滑なご審議をありがとうございました。</p> <p>これにて議長を降壇させていただきます。</p>
事務局	<p>向門会長、ありがとうございました。</p> <p>本日予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、最後に鳥栖市建設部長がお礼のごあいさつを申し上げます。</p>
建設部長	<p>○あいさつ</p>
事務局	<p>これをもちまして、第92回鳥栖市都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>終了【14：08】</p>	